

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例		
根拠条項	第6条		
許認可等の種類	開館時間の臨時変更		
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第6条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（展示室、図書資料室及び展望室にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。</p>		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開館時間を臨時変更する目的が北方四島交流センターの設置目的に反するものではなく、当施設で実施する必要があるものか。 ・ 申請事由である行事等が条例に定める開館時間中に実施することが出来ないものであるか。 ・ その他施設の管理運営業務に支障を来すものではないか。 		
標準処理期間	総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	5日・丹	()
処分担当課	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例		
根拠条項	第7条		
許認可等の種類	休館日の開館もしくは臨時の休館		
法令の定め	<p>○ 条例 第7条 ー (略) ー</p> <p>ただし、指定管理者は、交流センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p>		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休館日に開館する目的が北方四島交流センターの設置目的に反するものではなく、当施設で実施する必要があるものか。 ・ 申請事由である行事等が条例に定める開館時間中に実施することが出来ないものであるか。 ・ その他施設の管理運営業務に支障を来すものではないか。 		
標準処理期間	総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	5日・丹	()
処分担当課	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例
根拠条項	第8条、第9条
許認可等の種類	利用承認
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第8条 交流センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。</p> <p>第9条 指定管理者は、交流センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 利用の目的が交流センターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他交流センターの管理運営上支障があると認められるとき。</p>
審査基準	法令の定めによる。
標準処理期間	総期間 1日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1日・月 ()
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)
申請先	同上
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例		
根拠条項	第10条		
許認可等の種類	利用の変更承認		
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。</p>		
審査基準	<p>定めていない。</p> <p>（あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。）</p>		
標準処理期間	総期間	1日・丹	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（
	協議機関	日・月	（
	処分機関	1日・月	（
処分担当課	北海道立北方四島交流センター （電話番号：0153-23-6711）		
申請先	同上		
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 （電話番号：011-204-5069）		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例、施行規則												
根拠条項	条例第12条第3項、施行規則第4条												
許認可等の種類	利用料金の額の承認												
法令の定め	<p>○ 条例 第12条 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>○ 施行規則 第4条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>												
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者から申請された利用料金の額が、条例第12条第3項の別表に定める額の範囲内であるか。 ・ 指定管理者から申請された利用料金の額が、著しく不合理なものではないか。 												
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総期間</td> <td style="width: 30%;">5日・月</td> <td style="width: 40%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>5日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	5日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	5日・月	()
総期間	5日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	5日・月	()											
処分担当課	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)												
申請先	同上												
問い合わせ先	同上												
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例、施行規則		
根拠条項	条例第12条第5項、施行規則第5条		
許認可等の種類	利用料金の還付		
法令の定め	<p>○ 条例 第12条 5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○ 施行規則 第5条 条例第12条第5項ただし書きの規則で定める基準は次の各号に掲げる場合について、同上第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。</p> <p>(1) 利用者の責に帰することのできない理由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めたとき。</p> <p>(2) 利用の開始日の前15日までに条例第10条第1項の規定による利用の内容の変更の承認の申請又は利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 条例第11条第2項の規定により利用承認を取り消したとき。</p> <p>(4) 知事が特別の理由があると認めるとき。</p>		
審査基準	法令の定めによる。		
標準処理期間	総期間	5日・丹	()
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	5日・丹	()
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)		
申請先	同上		
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例、施行規則		
根拠条項	条例第12条第6項、施行規則第6条		
許可等の種類	利用料金の減免		
法令の定め	<p>○ 条例 第12条 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p>○ 施行規則 第6条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができることとする。</p> <p>※ 以下別添のとおり</p>		
審査基準	法令の定めによる。		
標準処理期間	総期間	1日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	1日・丹	()
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)		
申請先	同上		
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)		

(別 添)

- (1) 次のいずれかに該当するとき（条例別表の2の表又は3の表の適用を受けるときを除く。） 免除
- ア 交流センターの設置目的に沿った事業を実施する場合であって、国若しくは地方公共団体又は知事が特に認める団体が主催するとき。
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒等が学校教育の範囲内で利用するとき。
 - ウ 次に掲げる者が主宰する会議又は研修等（当該会議又は研修等に参加する者が、主として次に掲げる者及びその引率者であるものに限る。）で利用するとき。
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
 - (ウ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者
 - (エ) 65歳以上の者
 - (オ) その他知事が(ア)から(エ)までに準ずる者と認める者
- (2) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第2条第2項に規定する北方領土隣接地域を管轄する市若しくは町又は公共的団体等が公共的活動に利用するとき 4割減額
- (3) 次のいずれかに該当するとき 5割減額
- ア 第1号アからウまでに該当する場合であって、条例別表の3の表の適用を受けるとき。
 - イ 知事が特別の理由があると認めたとき。

(参考)

条例別表（第12条関係）

3 交流ホール等を入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合（入場料等の額（入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）が2,000円を超える場合に限る）

区 分	利用料金の上限額
1 入場料等の額が4,000円未満の場合	その利用の区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額
2 入場料等の額が4,000円以上の場合	その利用の区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ3を乗じて得た額

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例
根拠条項	第13条
許認可等の種類	特別利用の承認
法令の定め	○ 条例 第13条 交流センター資料の模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
審査基準	定めていない。 （あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。）
標準処理期間	総期間 1日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 1日・月（ ）
処分担当課	北海道立北方四島交流センター（電話番号：0153-23-6711）
申請先	同上
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係（電話番号：011-204-5069）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例、施行規則
根拠条項	条例第15条、施行規則第8条
許認可等の種類	模写品等の刊行等の承認
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第15条 交流センター資料の模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>○ 施行規則</p> <p>第8条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記2号様式の模写品等刊行物等承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的が北方四島交流センターの設置目的に反するものではないか。 ・北方四島交流センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写する課程において、資料の保存に悪影響を生ずるものではないか。 ・刊行等が社会通念上好ましくないものではないか。 ・その他施設の管理運営業務に支障を来すものではないか。
標準処理期間	<p>総期間 10日・日 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日・日 (北海道立北方四島交流センター)</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 5日・日 (総務部北方領土対策本部)</p>
処分担当課	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
申請先	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例、施行規則
根拠条項	条例第16条 施行規則第9条
許認可等の種類	資料の貸出の承認
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第16条 交流センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。</p> <p>2 前項の規定により交流センター資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>○ 施行規則</p> <p>第9条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>※ 以下別添のとおり</p>
審査基準	定めていない。 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
標準処理期間	総期間 5日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・弁 ()
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)
申請先	同上
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm)

- (1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館並びに同法第31条第2項に規定する指定施設の長
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長
- (5) その他知事が適当と認める者